

丹波市スマートエネルギー導入促進補助金

令和7年度版 利用の手引き【個人・事業者向け】

この補助金は、脱炭素社会の実現に寄与するため、エネルギー利用の最適化及び効率化（スマートエネルギー化）に資する機器等を導入される方に、機器等の導入に係る費用の一部を補助するものです。

補助金の手続きは、「丹波市スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱」に基づき行われますので、申請される方は、必ず要綱を確認いただき、その内容をご理解いただいた上で手続きを行ってください。

【制度の概要】

申請受付 (5 ページ)	受付期間 令和7年5月1日(木)～令和8年2月2日(月) 受付場所 生活環境部環境課(本庁舎1階) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ・申請書を直接窓口提出してください。(郵送不可) ・先着順に受付します。 ・土曜・日曜日、祝日、年末年始(令和7年12月29日～令和8年1月3日)は受付できません。								
対象者 (3 ページ)	個人・事業者 ⇒ 生活環境部環境課が窓口 自治会・自治協議会 ⇒ まちづくり部市民活動課が窓口 ※ 本手引きは、個人・事業者向けの手引きです。								
対象設備 (4 ページ)	【太陽光発電設備を導入している場合】 蓄電池設備、V2H充放電設備、電気自動車・燃料電池自動車 【太陽光発電設備を導入していない場合】 <u>太陽光発電設備の導入と併せて、</u> 蓄電池設備、V2H充放電設備、電気自動車・燃料電池自動車 ※ 太陽光発電設備のみを対象にした補助はありません。								
補助金額 (4 ページ)	導入する対象設備に係る補助金の合計額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">太陽光発電設備</td><td style="width: 50%;">1kWあたり2万円(上限10万円)</td></tr> <tr> <td>蓄電池設備</td><td>1kWhあたり2万円(上限10万円)</td></tr> <tr> <td>V2H充放電設備</td><td>10万円(定額)</td></tr> <tr> <td>電気自動車・燃料電池自動車</td><td>普通10万円、軽・小型5万円</td></tr> </table> 予算総額 1,000万円(予算の範囲を超えた場合は、受付終了)	太陽光発電設備	1kWあたり2万円(上限10万円)	蓄電池設備	1kWhあたり2万円(上限10万円)	V2H充放電設備	10万円(定額)	電気自動車・燃料電池自動車	普通10万円、軽・小型5万円
太陽光発電設備	1kWあたり2万円(上限10万円)								
蓄電池設備	1kWhあたり2万円(上限10万円)								
V2H充放電設備	10万円(定額)								
電気自動車・燃料電池自動車	普通10万円、軽・小型5万円								
条件	本補助金の利用にあたっては条件がありますので、次頁以降を必ずご覧ください。								



【申請先・お問合せ先】

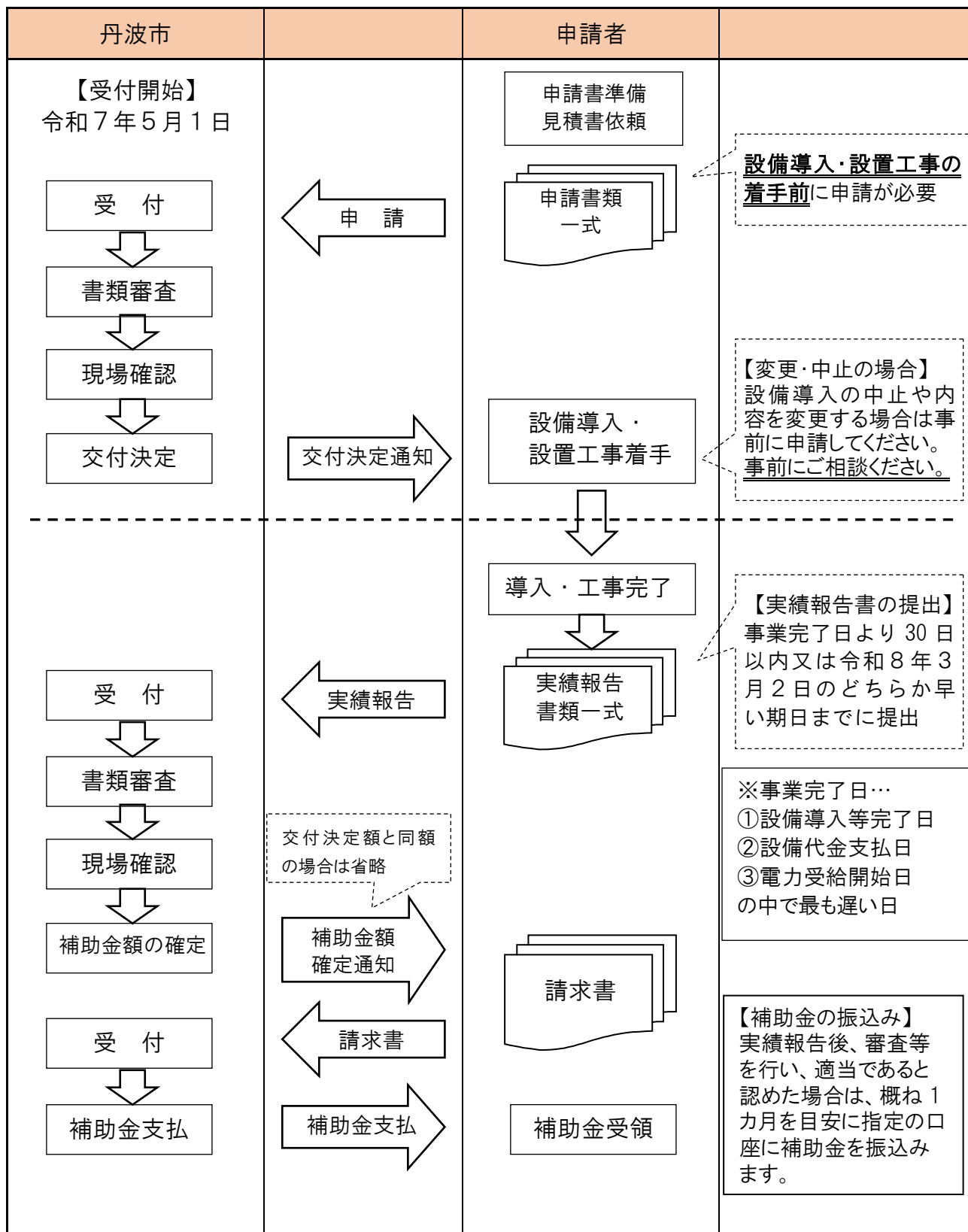
丹波市役所 生活環境部 環境課 脱炭素推進係

丹波市氷上町成松字甲賀1番地(本庁舎1階)

(電話) 0795-82-1290 (直通)

(FAX) 0795-82-1821

1 補助事業の流れ（フロー）



※ 本事業の補助金交付決定通知を受け取ってから、補助対象設備の導入及び設置工事に
とりかかってください。補助金交付決定通知を受け取るまでに設備の導入及び設置工事
に着手した場合は、補助金の交付対象外となります。（事前着手の禁止）

※ 補助対象事業が完了した場合は、事業完了日から30日以内又は令和8年3月2日まで
に実績報告書類を提出してください。

2 補助対象者

補助の対象となる方は、**個人、事業者**で、次に掲げる要件を全て満たす方です。

区分	要 件
共通	① 丹波市暴力団排除条例（平成23年丹波市条例第53号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない方 ② 過去に本補助金を受けた方のうち、その補助金を受けた設備以外の設備を申請する方 ③ 市税の滞納がない方
個人	① 自ら居住又は居住しようとする市内の住宅に補助対象設備を導入する方 ② 実績報告時において、丹波市の住民基本台帳に記録されている方 ③ 実績報告時において、令和7年度のうちエコ診断を受診されている方（下記の注意点を参照）
事業者	① 自ら営業を営み、又は活動し、市内の事業所に補助対象設備を導入する個人事業者又は法人

自治協議会及び自治会は、まちづくり部市民活動課にお問い合わせください。

※ 令和8年3月2日までに実績報告書を提出される方が対象です。

※ 申請は、1年度につき1回限りです。翌年度に改めて申請することができます（翌年度に本事業が実施される場合に限る）。ただし、補助を受けた設備は、翌年度以降において対象外となります。（設備ごとに1回限り）

◎注意点

①実施主体	個人	・市外の方でも、実績報告時に丹波市へ転入する場合は補助対象となります。 ※ 実績報告時に住民票で確認します。 ・実績報告時まで、公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施するうちエコ診断を受ける必要があります。（P9の「実績報告時の提出書類」の該当欄参照） ※ うちエコ診断とは、家庭におけるエネルギー使用量や光熱費に関する情報を基に効果的な省エネ対策を提案する診断のことです。
	事業者	・個人名での申請はできません。 ・市内に事務所等を有する特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人等も対象となります。
②設置する施設等		・建物等の名義人が申請者と異なる場合は、承諾書が必要です。 ・事業者が太陽光発電設備を設置する場合は、事業者が所有し、かつ、自らの事業所として使用している建物が対象となります。 ・太陽光発電設備を設置する場合は、住宅・建物の屋根や屋上に設置する必要があります。 ・新たに導入する設備が補助対象になります。
③市税の納付		・個人の場合：市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税 ・法人の場合：法人市民税、市県民税（特別徴収）、固定資産税及び軽自動車税
④支払い方法		・申請者の導入費用や工事費用の支払いは、原則として銀行振込のみとなります。実績報告時には、銀行振込をしたことが分かる書類の提出をしていただきます。
⑤その他		・補助の対象となる設備を自身で設置する場合は補助対象にはなりません。

3 補助対象設備及び補助金額

補助金の対象となる設備及び補助金の額は、以下のとおりです。

区 分	要 件	補助金額
共通	① 未使用であるもの ② 自作品でないもの ③ リースによる導入でないもの ④ 法令、条例等に適合しているもの	
太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備で、次の要件をすべて満たすもの ① 太陽電池モジュールが一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの ② 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値が 1kW 以上 10kW 未満のもの ③ 補助対象者が居住又は居住を予定する住宅若しくは市内事業者が所有し、かつ、自らの事業所として使用している建物に設置されるもの ④ 市内の住宅、建物の屋根又は屋上に設置されるものであること ⑤ 発電した電気が住宅又は建物において、消費されるもの（余剰売電型又は完全自家消費型） ※ 全量売電は補助対象外になります。 ⑥ 電力会社との電力需給契約に基づき電力の受給を開始できるもの（余剰売電型に限る。）	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方 <u>1kW あたり 2 万円</u> <u>（上限額 10 万円）</u> ※ 出力値は小数点以下第 2 位切捨て
蓄電池設備	太陽光発電設備により発電した電力を蓄え、必要に応じて電気を使用することのできる設備で、次の要件をすべて満たすもの ① 電池の蓄電容量が 1kWh 以上の定置用のもの ② 一般社団法人環境共創イニシアチブの補助対象機器として認められたもの又は国の補助事業において補助対象機器と認められたもの ③ 太陽光発電設備が既に設置されている若しくは新たに設置される住宅又は建物に導入されるもの ④ 常時、太陽光発電設備と接続するもの	<u>蓄電容量 1kWh あたり 2 万円</u> <u>（上限額 10 万円）</u> ※ 容量値は小数点以下第 2 位切捨て
V2H 充放電設備	電気自動車等から電気の取出し及び電気自動車等に充電する装置で、次の要件を全て満たすもの ① 一般社団法人次世代自動車振興センターがクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（V2H 充放電設備）の補助対象となるもの ② 太陽光発電設備が既に設置されている若しくは新たに設置される住宅又は建物に導入されるもの ③ 常時、太陽光発電設備と接続するもの	<u>定額 10 万円</u>

次世代自動車 (電気自動車・燃料電池自動車)	搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車）で、次の要件を全て満たすもの ① 一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両（電気自動車及び燃料電池自動車）であるもの ② 補助対象者と使用者が同一であるもの ③ 使用の本拠の位置が市内であり、太陽光発電設備を介した充電設備があること	定額 ①普通自動車 10 万円 ②軽・小型自動車 5 万円
--	--	---

4 補助対象事業の要件

補助対象事業の要件は、以下のとおりです。

区分	要件	補助金額
太陽光発電設備を既に設置している場合※1	補助対象設備は次のとおりです。※2 【選択】・蓄電池設備 ・ V 2 H 充放電設備 ・ 電気自動車・燃料電池自動車	導入する補助対象設備に係る補助金額の合計額
太陽光発電設備を設置していない場合	補助対象設備は次のとおりです。※3 【必須】太陽光発電設備 【選択】・蓄電池設備 ・ V 2 H 充放電設備 ・ 電気自動車・燃料電池自動車	

※1 既設の太陽光発電設備においても、新たに設置する場合と同様の設備要件を具備する必要があります（P4 の表中「太陽光発電設備」に記載の設備要件）。

※2 【選択】の補助対象設備から少なくとも 1 つを設置すること（1 つでも全部でも可）。

※3 太陽光発電設備の設置を【必須】とし、【選択】の補助対象設備から少なくとも 1 つを設置すること（1 つでも全部でも可）。

太陽光発電設備の設置のみを対象にした補助はありません。

5 交付申請の受付 ※ 設備導入・設置工事の着手前に申請してください。

次のとおり、交付申請を受付します。

受付期間	令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 8 年 2 月 2 日（月） ※ 予算の範囲内で、先着順で受け付けます。（予算規模 1,000 万円） ※ 予算範囲を超えた場合は、受付を終了します。 ※ 土曜・日曜日、祝日、年末年始（令和 7 年 12 月 29 日～令和 8 年 1 月 3 日）は受付できません。
受付場所	生活環境部環境課（丹波市役所本庁舎内） ※ 郵送による書類提出は不可。直接、環境課までご持参ください。
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【交付申請時の提出書類（共通）】

提出書類	備 考
① 補助金交付申請書	・ 様式第 1 号 ・ 別記 資金計画書
② 設置予定場所の位置図	・ 建物の位置が確認できるもの（グーグルマップ等）
③ 設置予定場所の現況写真	・ 対象設備の導入や設置が未着手であることが確認できる写真（建物全景と設置予定場所） ※ 新築等で建物が建っていない場合、建築予定地の現況写真 ※ 建物が工事中の場合は、工事中の現況写真
④ 対象設備の仕様等が分かる書類	・ 製品カタログ、仕様書、配線図等
⑤ 対象設備の導入に係る見積書の写し	・ 対象設備、工事費の明細が確認できるもの ・ 見積書のなかで、対象設備の内容が確認できない場合は、付属書類（内訳書等）を添付
⑥ 【個人の場合】 氏名・住所を確認することができる書類等の写し	・ 申請日時点における申請者の氏名・住所を確認することができる公的機関が発行する書類等の写し ※ 住所地と対象設備の設置場所が同一であること 転入、転居予定の場合は、住所地と対象設備の設置場所が異なります。 ※ 公的機関が発行する書類等は、申請日時点で有効期間内であるもの ※ 実績報告時には、住民票を提出していただきます。
⑦ 【事業者の場合】 市内に事務所等を有することが分かる書類	・ 法人：履歴事項全部証明書（発行日から 1 か月以内のもの） ・ 個人事業者：個人事業者であることが確認できる書類（昨年度の所得税等の確定申告書の写し、開業届の写し等） ・ 対象設備を設置する事務所等の建物が市内にあることを確認できる書類（土地及び建物の登記事項証明書（発行日から 1 ヶ月以内のもの））
⑧ 丹波市税の滞納が無いことを証する書類 ※ <u>同意書を提出された場合は、提出不要</u>	・ 丹波市税の滞納が無い証明書 【⑨に示された同意書を提出された場合は、提出不要】 ※ 丹波市役所税務課・各支所で証明を受けることが可能 ※ 証明書の発行を申請者以外（施工業者等）が行う場合、別途、代理人選任届が必要 ※ 発行日から 1 か月以内のもの
⑨ 同意書・誓約書	・ スマートエネルギー導入促進補助金の申請に係る同意書（別紙 1） ※ 上記⑧の同意内容を含む ・ スマートエネルギー導入促進補助金の申請に係る誓約書（別紙 2）
⑩ 【既設の太陽光発電設備がある場合】 既設の太陽光発電設備の仕様・設置状況が分かる書類	・ 既設設備の写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー） ・ P7 の表中「太陽光発電設備」に記載の提出書類（①～⑤）
⑪ その他 ※ 補助対象設備ごとの提出書類は次のとおり	・ 【個人の場合】 申請者以外の所有者がいる場合： ・ 所有者の設置承諾書（別紙 3） ・ 設置する建物等の登記事項証明書（発行日から 1 か月以内のもの） ・ 【個人の場合】 設置する建物等が共有名義である場合： ・ 共有名義人の設置承諾書（別紙 4） ・ 設置する建物等の登記事項証明書（発行日から 1 か月以内のもの） ・ 【転入・転居の場合】 転入・転居誓約書 （別紙 5） ・ 【業者等に手続きを委任する場合】 委任状 （様式 6）

【交付申請時の提出書類（補助対象設備ごと）】

補助対象設備	提出書類
太陽光発電設備	① 配線図（太陽光発電設備により発電した電気が自家消費、又は余剰売電されることが確認できること） ② 太陽電池モジュールの配置図 ③ 太陽電池モジュールの型番及び最大出力が分かるもの（カタログ等の写し） ④ パワーコンディショナーの型番及び定格出力が分かるもの（カタログ等の写し） ⑤ 補助対象設備の要件に該当していることが分かる資料（一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターの「太陽光パネル型式登録リスト」の掲載頁等） ※ 参照 URL：「FIT 制度・FIP 制度再生可能エネルギー電子申請」 https://www.fit-portal.go.jp/ 画面右側のサイドバー「太陽光パネル型式登録リスト(PDF)」
蓄電池設備	① 配線図（太陽光発電設備との連携が確認できること） ② 蓄電池設備のパッケージ型番及び定格容量が分かるもの（カタログ等の写し） ③ 補助対象設備の要件に該当していることが分かる資料（国が実施する令和 6 年度以降の補助事業における補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブが当該設備の型式を登録していることが分かる資料の掲載頁等） ※ 参照 URL：ZEH 補助金「蓄電システム登録済製品一覧検索」 https://zehweb.jp/registration/battery/ 令和 6 年度以降の蓄電システム登録済製品一覧 他
V2H 充放電設備	① 配線図（太陽光発電設備との連携が確認できること） ② V2H 充放電設備の型式が分かるもの（カタログ等の写し） ③ 補助対象設備の要件に該当していることが分かる資料（国が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（V2H 充放電設備）」事業における補助対象設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターが当該設備の型式を登録していることが分かる資料の掲載頁等） ※ 参照 URL：一般社団法人次世代自動車振興センター https://www.cev-pc.or.jp/ V2H 充放電設備の「補助対象設備一覧」（R7.5.1 時点は準備中）
次世代自動車 ・電気自動車 （普通・軽・小型） ・燃料電池自動車	① 次世代自動車の型式が分かるもの（カタログ等の写し） ② 補助対象設備の要件に該当していることが分かる資料（国が実施する令和 7 年度以降の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」事業における補助対象設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターが当該設備（車両）の型式を登録していることが分かる資料の掲載頁等） ※ 参照 URL：一般社団法人次世代自動車振興センター https://www.cev-pc.or.jp/ CEV 補助金（車両）の「②補助対象車両（令和 7 年 4 月 1 日以降の登録分）」

6 交付決定通知

書類審査と現地調査により、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書により申請者に通知します。補助金を交付できない方には不交付決定通知書を通知します。

※ 交付申請書に不備がなく、現地調査が円滑に進めば、申請書受付日から 14 日以内に交付の可否を通知します。

※ 補助金交付決定通知書の通知日より前に設備導入・設置工事に着工された場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

7 設置計画の変更・中止の申請

補助金の交付決定を受けた方（以下「補助事業者」といいます。）で、交付決定の内容を変更・中止する場合は、その旨をご相談の上、必ず事前に申請してください。

【変更等の申請が必要な場合】

- ・導入・設置する設備の機種変更
- ・補助対象事業の中止

※ 内容が変更になっても、補助金額の増額は認められません。

※ 変更内容が補助の要件に合致しなくなった場合は、交付決定の取り消しとなります。

【変更等申請時の提出書類】

提出書類	備 考
①設置補助金変更（中止）承認申請書	・様式第4号 ・別記 資金（変更）計画書
②変更する内容を示す書類	・製品カタログ、仕様書等、見積書、図面 他

※ 郵送等による書類提出は不可。直接、環境課までご持参ください。

8 事業の完了報告・補助金の請求

補助事業者は、設備導入・設置工事を完了した場合、次の書類を提出してください。

提出期限	<u>事業完了日から起算して 30 日以内（事業完了日を 1 日目とする）</u> <u>又は令和 8 年 3 月 2 日（月）のいずれか早い期日まで。【厳守】</u> ※ 土曜・日曜日、祝日、年末年始（令和 7 年 12 月 29 日～令和 8 年 1 月 3 日）は受付できません。 ※ 事業完了日とは、①設備導入等完了日、②設備等代金支払日、③電力受給開始日 の中で最も遅い日
提出場所	生活環境部環境課（丹波市役所本庁舎内） ※ 郵送による書類提出は不可。直接、環境課までご持参ください。
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【実績報告時の提出書類】

提出書類	備考
① 実績報告書	・様式第 6 号 ・別表様式 1～4 のうち、対象設備の様式を提出
② 対象設備の設置費に係る振込依頼書等支払い証拠書類の写し	・振込依頼書等の支払い証拠書類（写し） ・対象設備の内容が確認できる附属書類（請求明細、内訳書等）を添付 ※ 見積書は不可 ・ローン利用の場合、補助事業者が契約者であることが確認できるローン契約書（申込書不可）を添付 ・クレジットカードの場合、利用明細書も添付
③ 対象設備の設置状況が確認できる写真	・設置した建築物の全景 ・設備を設置した箇所の写真で、施工前、施工中、施工後の写真 ・対象設備の全体及び型番が確認できる写真 ※ 対象設備ごとに必要となる写真は、下記の【実績報告時の提出書類（補助対象設備ごと）】に掲載
④ 交付決定通知書の写し	・交付申請後に発行された交付決定通知書の写しを添付

⑤ 契約書又は受注書等の写し	・受注者との契約書又は受注書等の写し
⑥ 〔個人の場合〕 住民票	・補助事業者の住民票の写し ※ 住所地と対象設備の設置場所が同一であること ※ 転入、転居の場合は、実績報告までに手続きを行っておくこと ※ 発行日から1か月以内のもの。
⑦ 〔個人の場合〕 うちエコ診断の受診が確認できる書類の写し	・（公財）ひょうご環境創造協会が実施するうちエコ診断を受診したことが分かる書類の写し ※ 受診日が令和7年4月2日以降のもの ※ 環境省が提供する「うちエコ診断 WEB サービス」は対象外 ※ うちエコ診断の詳細は、（公財）ひょうご環境創造協会のホームページ「うちエコ診断を受診してみませんか？」を参照 参照 URL : https://www.eco-hyogo.jp/global-warming/uchieco/
⑧ 〔他の補助金を併用している場合〕 補助内容が分かる書類の写し	・補助内容が分かる書類の写し ※ 交付決定通知書等
⑨ その他 ※ 補助対象設備ごとの提出書類は次のとおり	・〔申請時に提出した書類と異なる場合〕変更後の内容が分かる関係書類の写し

【実績報告時の提出書類（補助対象設備ごと）】

補助対象設備	提出書類
太陽光発電設備	① 〔余剰売電の場合〕電力需給契約の内容が分かるものの写し（電力需給契約書の写し等） ② 〔完全自家消費の場合〕逆潮流を防止する逆電力継電器（RPR）を設置することが分かる単線結線図又は配線図 ③ 〔写真〕太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの写真
蓄電池設備	（なし）
V2H充放電設備	（なし）
次世代自動車 ・電気自動車（普通・軽・小型） ・燃料電池自動車	① 自動車検査証記録事項の写し ② 〔写真〕ナンバープレートが分かる自動車の前面、背面の写真、充電中の写真 ③ 〔ローンによる購入及び所有権留保付クレジット購入の場合〕保管場所標章番号通知書の写し

9 補助金の交付

- ・実績報告書の提出後、審査を行い、適当であると認めたときは、概ね1か月を目安に補助事業者の指定する本人の口座に振り込みます。通帳記入などにより入金を確認を行ってください。

10 対象設備の管理

- ・補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下、「法定耐用年数」といいます。）の期間において、対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

[法定耐用年数]

太陽光発電設備 17 年

蓄電池設備 6 年

V 2 H 充放電設備 5 年

次世代自動車 4 年

- ・補助事業者は、対象設備を上記の法定耐用年数の期限内に処分される場合には環境課までご相談ください。

11 補助金交付の取り消し等

- ・本補助事業以外への補助金の使用や、交付の決定の内容・条件に違反する等、丹波市補助金等交付規則(平成 16 年丹波市規則第 42 号)第 15 条の各号いずれかに該当する場合、補助金交付決定の全部又は一部が取り消しとなります。
- ・既に交付している補助金がある場合は、補助金を返還いただくことになりますので、ご注意ください。

12 調査等への協力

- ・本補助事業の条件として、対象設備の利用状況やアンケート等の調査をお願いすることがあります。また、地球温暖化対策の推進に関する案内を送付することがあります。ご協力くださいますようお願いいたします。

13 他の補助制度との併用

- ・他の補助金の交付を受けているかどうかは問いません。他の補助金を併用することは可能です。
- ・ただし、補助対象設備の設置費用の全てが他の補助金によって賄われている場合は、本補助事業の対象とはなりません。

※ 他の補助金を併用している場合は、補助内容が確認できる資料(交付決定通知書等)の提出が必要です。

14 その他

- ・補助金の交付にあたっては、書類審査を行います。あらかじめご了承ください。
- ・申請書類提出後に内容の不備が判明した場合は、追加もしくは修正を依頼することがあります。依頼日を含む 7 日以内に訂正書類の提出が確認できない場合は、受付を取り消すことがあります。
- ・強引な勧誘や、一方的な工事を行って高額な工事代金を請求するなどの悪徳な業者にご注意ください。
- ・本補助事業の工事、申請手続き等によって発生したトラブル等については、一切責任を負いません。